第七号様式（第22条関係）（平23国交令89・令２国交令98・一部改正）

交通結節機能高度化構想の協議書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

都道府県知事の氏名

都市鉄道等利便増進法第12条第１項の規定により、下記の交通結節機能高度化構想の同意を得たいので協議します。

交通結節機能高度化構想

1　駅の名称

2　交通結節施設の整備を行うと見込まれる区域

3　交通結節施設の整備の内容として見込まれるもの

4　交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間

5　駅施設の整備を行うと見込まれる者

6　駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者

7　駅施設の営業を行うと見込まれる者

8　交通結節機能の高度化の効果

9　交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

注１　交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間には、可能な範囲で、整備の開始の予定年月及び終了の予定年月を記載するよう努めること。

２　交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、可能な範囲で、その内容を記載するよう努めること。